

第 1 章 計画の基本的事項

計画策定の趣旨

障害者計画は、全ての市民が障害の有無に関わらず、地域の中でお互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らせることができる地域社会を実現することを目的とするもので、障害者の自立及び社会参加等の支援等のための施策の基本的方向を定めるものです。

国では、平成15年に従来の措置制度に代わる支援費制度、平成18年には障害者自立支援法、平成25年度には障害者総合支援法と改正し、障害福祉サービスの整備を図ってきました。また、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」を定め、障害者が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、地域社会における共生等、差別の禁止、障害者権利条約に基づく国際的協調を理念として実施することとしています。

県では、「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」を策定し、「障害者の自立と社会参加」を基本目標に、「共に生きるとちぎをつくるために」「とちぎで安心して暮らすために」「とちぎで自分らしく輝くために」を柱に障害者施策に取り組んでいます。

これまで本市においては、国・栃木県等の動向及び障害のある方の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため「第2期那須塩原市障害者計画（平成24年度から29年度）」を策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

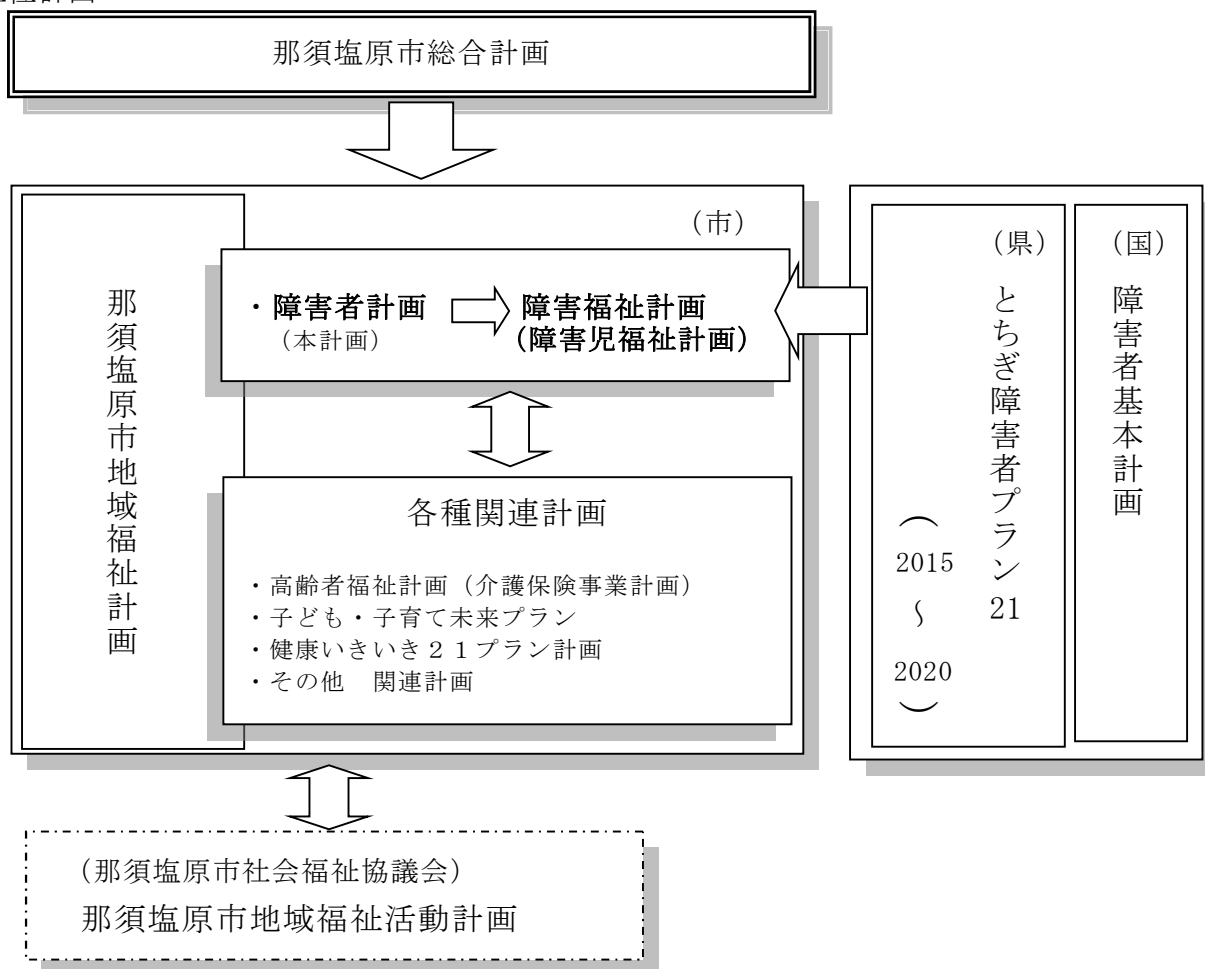
本計画は、第2期那須塩原市障害者計画の最終年度にあたり、これまでの施策の進捗評価を行うとともに、関係法令や社会環境等の変化を踏まえ策定するものです。

第 1 節 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定されている「市町村障害者計画」であるとともに、国の「障害者基本計画」や県の「とちぎ障害者プラン 21（2015～2020）」を踏まえたものとしします。

また、那須塩原市総合計画の障害者福祉施策の部門別計画と位置づけ、「那須塩原市地域福祉計画」「那須塩原市高齢者福祉計画」「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」「健康いきいき 21 プラン計画」等と整合性を図るものとしします。

上位計画



第 2 節 計画の対象者

計画の推進・達成のためには、障害の有無にかかわらず、個人、団体、法人等の市内全ての人々の参加と協働が必要不可欠な要素となります。

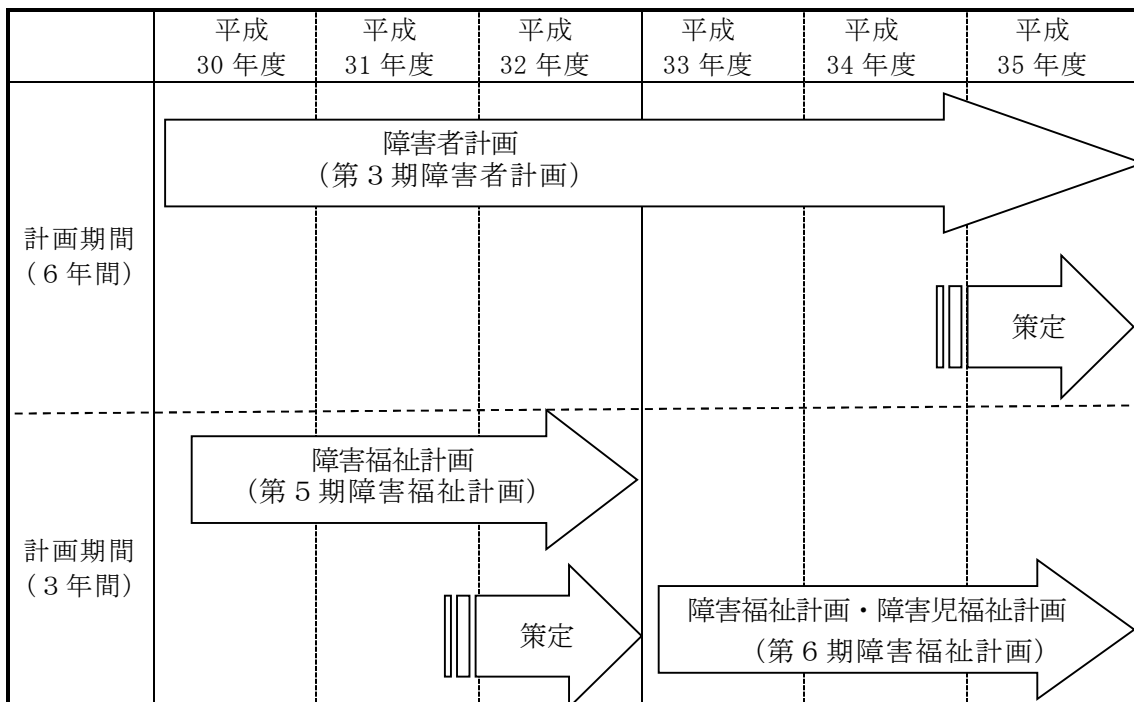
こうしたことから、計画の対象者は、全ての市民、企業、行政、各種団体等としします。

また、この計画における「障害のある人」の範囲は、障害などが原因で日常生活又は社会生活において支援と配慮が必要な人としします。

第 3 節 計画の期間と見直し

1. 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。
ただし、必要に応じて見直すものとします。



2. 関係計画の計画期間

- 障害者基本計画（国） 平成 30 年度 ⇒ 平成 34 年度
- とちぎ障害者プラン 2.1（2015～2020）
 - 県障害者計画 平成 27 年度 ⇒ 平成 32 年度
 - 県障害福祉計画 平成 30 年度 ⇒ 平成 32 年度
- 那須塩原市総合計画
 - 基本計画（前期） 平成 29 年度 ⇒ 平成 33 年度
 - 基本計画（後期） 平成 34 年度 ⇒ 平成 38 年度
- 那須塩原市地域福祉計画 平成 29 年度 ⇒ 平成 33 年度
- 那須塩原市障害福祉計画 平成 30 年度 ⇒ 平成 32 年度
（障害児福祉計画）
- 那須塩原市高齢者福祉計画 平成 30 年度 ⇒ 平成 32 年度